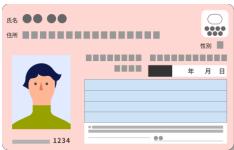


これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

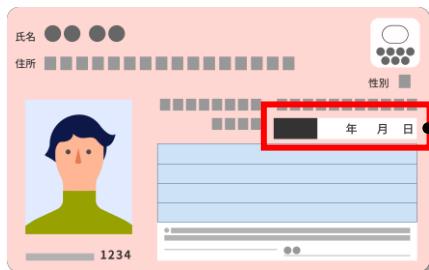


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限**※にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの?

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています!

- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラート**が表示されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。

※有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合 以下のどちらかをご利用ください

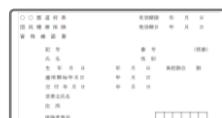
(今お持ちの) 健康保険証



有効期限は**最大1年間**
(令和7年12月1日まで)。

※転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです

資格確認書



まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、今お持ちの健康保険証の有効期限内に資格確認書を無償で**申請によらず**保険者から交付します。

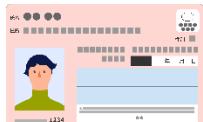
※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで
マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、

自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が上手くいかなかつた場合

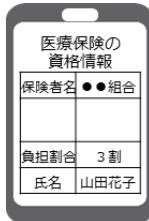
マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかつた場合も、以下のような対応で資格確認を行います。



My Number Card (マイナンバーカード) was presented, but payment was not handled correctly.

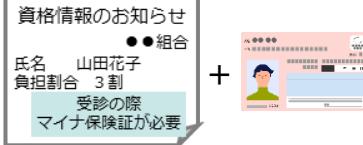
ご提示可能な場合

マイナポータルの画面
※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で健康保険証の提示は不要

資格情報のお知らせ



※追加で健康保険証の提示は不要

ご提示できない場合

再診の場合

初診の場合

口頭確認

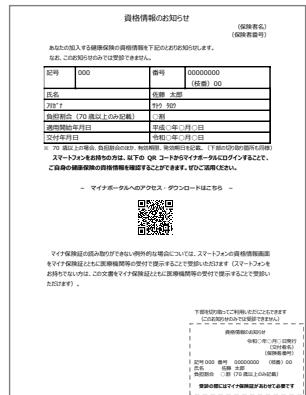
施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれば、
職員より
口頭で確認

被保険者資格申立書



※職員より用紙を受取り
記入してください

資格情報のお知らせ ってなに？



- マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかつた場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？



- 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかつた上、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。



マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について

